

～ケーブルテレビサービスについてのお知らせです～

転出・転入・転居をする方で、
行政ケーブルに加入・脱退したい場合は
ケーブルテレビ担当課までご連絡ください

転居 旧佐伯南郡の行政ケーブルエリア間で転居する場合や、
(株)ケーブルテレビ佐伯エリアから行政ケーブルエリアへ転居する場合は、
市民情報サービス加入申込書が必要になります。

加入金および引込費用が必要

転入 他の市町村から行政ケーブルエリアへ転入し、市民情報サービスに加入したい
場合、市民情報サービス加入申込書が必要となります。

加入金および引込費用が必要

転出 他の市町村に転出する場合は、市民情報サービス脱退届が必要になります。
脱退届受理後、引き込み線の撤去工事をおこないます。

世帯全員の転出でない場合、市民情報サービス加入継承届が必要になる場合
があります。



行政
エ
リ
ア

本庁エリア：佐伯（上灘・東灘） 上堅田（大越） 鶴岡（榎野）
大入島地区全域、八幡地区全域、西上浦地区全域
下堅田（小島・津志河内・西野・石打・府坂・竹角）
青山地区全域、木立地区全域
上浦振興局、弥生振興局、本匠振興局、宇目振興局、直川振興局、鶴見振興局、
米水津振興局、蒲江振興局のエリアについては全域



C
T
S
エ
リ
ア

佐 伯：(西谷・大手・花園・中央・船頭町・城南・池船・内町・本町・城東・
馬場・山手・万年・朝日・汐見・中川・太平・塩屋)
渡町台地区全域、佐伯東地区全域
上堅田：(岸河内・上城・下城・中山・川原・上久部・匠南・下久部・蛇崎)
鶴 岡：(上岡・八戸迫田・古市・城西・門前・高畠・稲垣・長瀬・脇・星宮・
藤原・藤望・大東・宮の下・坂山・高畑・寺田・百谷・平・王子丸・
坂の浦・白方・若宮・枳形)
下堅田：(柏江・江頭・汐月・宇山・泥谷・大正・波越)

お問い合わせは、本庁 情報推進課 (☎ 22-3645)
各振興局 ケーブルテレビ担当 まで！

